

松戸市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部改正について

改正の概要

- 1 新たに設置する墓地等の設置場所を、原則として自己所有地であって主たる事務所が存する境内地又はこれに隣接する土地に限定する。
- 2 民法第34条の規定により設立された法人（公益法人）を許可の対象となる墓地等の経営者から除外する。
- 3 墓地の環境基準として、住宅等の敷地から墓地の区域までの距離規制を強化する。
- 4 墓地の施設基準として、墓地境界の内側に緑地帯を設置すべき墓地の区域の面積要件を強化する。
- 5 拡張することにより墓地の区域の面積が2,000平方メートル以上となる墓地であっても一定の場合には適用しないこととしていた2,000平方メートル以上の墓地の基準を、拡張する場合を含め、墓地の区域の面積が2,000平方メートル以上となるすべての墓地に適用する。

(現 行)

(改正後)

第7条（許可の基準）

| | |
|---|---|
| <p>1 宗教法人が墓地又は納骨堂の経営の許可を受けるには、当該宗教法人が市内に主たる事務所を有していること及び永続的に自己の所有地に墓地又は納骨堂を設置することが前提となっています。</p> <p>2 民法第34条の規定により墓地等の経営を目的に設立された公益法人についても同様です。</p> | <p>1 宗教法人が墓地又は納骨堂の経営の許可を受けるには、当該宗教法人が市内に主たる事務所を有していること及び宗教法人法第2条に規定する宗教活動として永続的に主たる事務所が存する境内地又はこれに隣接する土地に墓地又は納骨堂を設置することを前提とします。</p> <p>2 民法第34条の規定により墓地等の経営を目的に設立された公益法人については、許可の対象となる墓地等の経営者から除外します。</p> |
|---|---|

第8条（墓地の環境基準）

| | |
|--|---|
| <p>墓地の環境基準として、墓地の区域の面積が2000平方メートル以上の墓地については、住宅等の敷地から墓地の区域及び墓地に隣接して設置された自動車駐車場施設までの距離を50メートル以上確保することとしています（現行第10条第1項第1号）が、墓地の区域の面積が2000平方メートル未満の墓地については、住宅等の敷地からの距離規制をしていません。</p> | <p>墓地の環境基準として、墓地を設置する場合には住宅等の敷地から墓地の区域までの距離を50メートル（墓地の区域の面積が2000平方メートル以上の墓地については100メートル）以上確保することとします。</p> <p>なお、拡張することにより墓地の区域の面積が2000平方メートル以上となるものについては、拡張前の距離規制を引き継ぐこととします。</p> |
|--|---|

第9条（墓地の施設基準）

| | |
|---|--|
| <p>墓地の区域の面積が1,000平方メートル以上の場合には、墓地の境界の内側に幅3メートル以上の緑地帯を設けなければなりません。</p> | <p>墓地の区域の面積が500平方メートル以上の場合には、墓地の境界の内側に幅3メートル以上の緑地帯を設けなければならないこととします。</p> |
|---|--|

第10条（2000平方メートル以上の墓地の基準）

| | |
|--|---|
| <p>拡張することにより墓地の区域の面積が2000平方メートル以上となる場合で、宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生の見地から支障がないと市長が認めるときは、本条の規制の適用を受けないこととしています。</p> | <p>拡張することにより墓地の区域の面積が2000平方メートル以上となる場合であっても、本条の規制の適用を受けることとします。</p> |
|--|---|